

一宮町長
馬淵 昌也

最近、全国的に話題になったことに、政府機関および地方自治体が、障害者雇用に関して、法律の規定に反して「水増し」をしていたことがあります。こ

の件で、一宮町の状況はどうか、ご関心をお持ちの町民の方々も多いと存じます。一宮町では、現在、お二人の方を正規職員として迎えしており、国の基準を満たしています。ご安心ください。

この「水増し」は大変深刻な法律違反で、政府機関や地方自治体では決して起こってはならない事態です。そもそも、障害者雇用促進法を作って、国民に対してそうした義務を課したのは、日本政府です。それが、政府の各省庁で、水増しをするなど、断じて許されないことです。それを、平然と大規模に行っていたということは、日本社会の劣化を示すものというべきです。皆様ご存じのとおり、この法律は、民間の企業に対して、法定雇用率を下回った場合、1人あたり月額5万円の納付金を納めることを命じています。ところが、行政機関には、ペナルティーがありません。だからかどうかわかりませんが、内閣府や総務省、法務省など、33ある国の機関のうち28において、

3700人、定数の半分以上も水増ししていたのです。また、地方自治体では、約3800人の水増しをしていたそうです。

しかも、めがねをかけない状態で視力が0.1以下だとか、亡くなった方を算入するとか、誰でもおかしと思う事例を障害者にカウントして水増しをしていたというのですから、あきれまします。この事態は、20年ほど続いていた可能性があるそうです。

こうした深刻な事態に対し、検証のために組織された第三者委員会は、「故意性・意図性は認定できない」との結論を下しました。しかし、どういう人が障害者として認定されるかについては、こうした運用がおかしいということに、気づいている人が必ずいたと思います。それをそのまま放置したことは、先例踏襲で波を立てないという、よくない役人氣質のなせる業であったと思います。

わたくしども一宮町としては、今回、日本の官公庁がさらしたこの救いがたい「醜態」を、自らへの戒めと受け止め、法令を遵守しながら、ますます公正な行政を貫いてゆきたいと考えます。